

水産加工業原材料調達等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、ウクライナ情勢による原油価格・物価高騰により、原材料調達等が困難になっている水産加工業者を支援するため、国補助事業の「水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業」を活用し原材料調達先変更等の取組を行う水産加工業者に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において水産加工業原材料調達等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「水産加工業者」とは、県内に本社所在地又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する者で、かつ、日本標準産業分類に掲げる「水産食料品製造業」に属する事業者とする。

2 この要綱において、「国補助事業」とは、国が令和4年度予備費で計上した「水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業」をいう。

(交付対象等)

第3条 補助金の対象者、補助金の交付対象となる経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は令和5年2月22日（水）までとする。

2 前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 規則第3条第2項及び第3項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 国補助事業の採択通知の写し
- (2) 国補助事業の原材料調達円滑化計画認定申請書等の写し
- (3) 定款の写し
- (4) 登記事項証明書（現在事項又は全部事項）
- (5) 納税証明書（税目：全ての県税）
- (6) 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- (7) その他知事が必要と認める書類

- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることはできない。
- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (2) 県税に未納がある者
 - (3) 国内の法令に反する業務を行っている者、公序良俗に反する業務を行っている者及び反社会勢力、又はこれに類似する企業・団体
 - (4) その他補助が適当でないと知事が認める者
- 5 知事は、前項第1号に定める暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長宛て照会することができる。

(交付の決定)

- 第5条 規則第4条第1項の規定により、知事は、補助金交付申請の内容が適正であると認められるときには、補助金の交付決定を行うものとする。
- 2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、第4条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認められたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第4条第2項ただし書きの規定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

- 第6条 補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更についてはその限りではない。
- (1) 補助事業に要する経費の30パーセント以内の減少である場合
 - (2) 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合
- 2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第7条 補助事業者は補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第4号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

- 第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに様式第5号による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

- 第9条 補助事業者は、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、速や

かに様式第6号による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第7条の規定による廃止の承認を受けたときは、原則として、その日から1月を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、様式第7号による実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、交付申請時において既に事業が完了している場合は、交付決定日を事業完了日として読み替えるものとする。

2 補助事業者は、実績報告を行うに当たっては、国補助事業に係る額の確定通知又は国補助事業の完了を示す書類を添付し提出するものとする。

3 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第11条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書きの規定により概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとするときは、様式第8号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、様式第10号により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

2 知事は、第1項の承認をしようとした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に返還させるものとする。

(書類の保管義務)

第15条 規則第20条の規定により補助事業者は、補助金に関する書類を、会計帳簿とともに、交付決定日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管し、知事の要求があったときには、いつでも閲覧に供せるようにしなければならない。

(書類の提出部数)

第16条 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は各1部とする。

(その他必要な事項)

第17条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月20日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

別表（第3条関係）

補助対象者	国補助事業の採択を受け、事業を実施する県内に事業所がある 水産加工業者
補助対象経費	国補助事業で国補助金の交付対象となる経費とする
補助金及び補助率	補助対象経費から国補助金の交付額を減じた額の3分の1以内
補助限度額	500万円

様式第1号（第4条関係）

年度水産加工業原材料調達等支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者
住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、水産加工業原材料調達等支援事業費補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙1のとおり

3 経費の配分

別紙1のとおり

（関係書類）

- ① 補助事業計画書（別紙1）
- ② 国補助事業の採択通知の写し
- ③ 国補助事業の原材料調達円滑化計画認定申請書等の写し
- ④ 定款の写し〔法人の場合〕
- ⑤ 登記事項証明書（現在事項又は全部事項）〔法人の場合〕
又は住民票抄本〔個人の場合〕
- ⑥ 納税証明書（税目：全ての県税）
- ⑦ 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- ⑧ その他知事が必要と認める書類

誓約書

私 当社（該当にを入れる。）

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、住民票又は別紙「役員等名簿」により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 事業者（暴力団排除条例第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行うもの
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

宮城県知事

殿

年 月 日

住所（又は所在地）
会社名及び代表者職氏名

印

「役員等名簿」

本事業実施者名

No.	役職	フリガナ 氏名	住所	生年月日 (和暦)	性別
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

様式第3号（第6条関係）

年度水産加工業原材料調達等支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者
住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で水産加工業原材料調達等支援事業費補助金の交付決定の通知のありました 年度水産加工業原材料調達等支援事業について、事業の内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

(1) 補助事業の内容

変更前	変更後

(2) 経費の配分

(単位：円)

区分	補助事業に 要する経費		負担区分				備考
			補助金 交付申請額		自己資金等		
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
合 計							

(3) 補助事業完了予定日

変更前 年 月 日

変更後 年 月 日

様式第4号（第7条関係）

年度水産加工業原材料調達等支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で水産加工業原材料調達等支援事業費補助金の交付決定の通知のありました 年度水産加工業原材料調達等支援事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の期間

3 添付書類

中止（廃止）理由を説明する資料

様式第5号（第8条関係）

年度水産加工業原材料調達等支援事業費補助金遅延等報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者
住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で水産加工業原材料調達等支援事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の概要
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 補助事業に要した経費
- 4 遅延又は困難な理由及び原因
- 5 今後の措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）遅延又は困難の理由を立証する書類を添付すること。

年度水産加工業原材料調達等支援事業費補助金遂行状況報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者
住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で水産加工業原材料調達等支援事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業の 年 月 日現在の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況

区分	実施計画		出来高		進捗率 (B)/ (A)	備考
	事業費 (A)	交付額	事業費 (B)	交付額		
	円	円	円	円	%	

【概要】

(注) 事業遂行の経過及び今後の見通しを簡明に記載すること。

2 事業着手日

年 月 日

3 補助事業完了予定日

年 月 日

様式第7号（第10条関係）

年度水産加工業原材料調達等支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者
住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で水産加工業原材料調達等支援事業費補助金の交付決定の通知のありました 年度水産加工業原材料調達等支援事業について、以下のとおり実施しましたので、補助金交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 国補助事業の対象経費及び県補助金実績額
 - (1) 国補助事業対象経費 円
 - (2) 県補助金実績額 円

- 2 補助事業の内容及び補助事業に要した経費の配分
(別紙「補助事業実績書」のとおり)

- 3 補助事業完了日
年 月 日

- 4 振込口座
 - (1) 金融機関名・支店名
 - (2) 口座番号（普通・当座の別）
 - (3) 口座名義人（フリガナ）

(関係書類)

- ①補助事業実績書（別紙1）
国補助事業に係る額の確定通知または国補助事業完了を示す書類を含む
- ②支払を証する書類
- ③その他知事が必要と認める書類

様式第8号（第11条関係）

年度水産加工業原材料調達等支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者
住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で水産加工業原材料調達等支援事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、下記のとおり、金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 概算払受領済額 | 円 |
| 3 今回請求額 | 円 |
| 4 残 額 | 円 |
| 5 概算払を必要とする理由 | |
| 6 振込口座 | (1) 金融機関名・支店名
(2) 口座番号（普通・当座の別）
(3) 口座名義人（フリガナ） |

様式第9号（第12条関係）

年度水産加工業原材料調達等支援事業の
仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者
住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号をもって交付決定通知のあつた水産加工業原材料調達等支援事業費補助金について、水産業燃油価格高騰緊急対策支援事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- | | | |
|---|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
（ 年 月 日付け第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 | 金 | 円 |

※別紙として積算の内訳（任意様式）を添付すること。

※その他参考となる書類（消費税確定申告書の写等）を添付すること。

様式第10号（第14条関係）

年度水産加工業原材料調達等支援事業費補助金取得財産等の処分承認申請書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者
住所
名称
代表者名

年度において水産加工業原材料調達等支援事業費補助金に係る補助事業により取得等した財産を、下記のとおり処分したいので承認されるよう申請します。

記

- 1 取得財産の名称及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法（売却の場合は、売却先及び売却価格を記載すること。）
- 4 処分の理由